

松原市第4次障害者計画  
第7期松原市障害福祉計画及び  
第3期松原市障害児福祉計画  
概要版



令和6年3月

松原市

# I 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨と背景

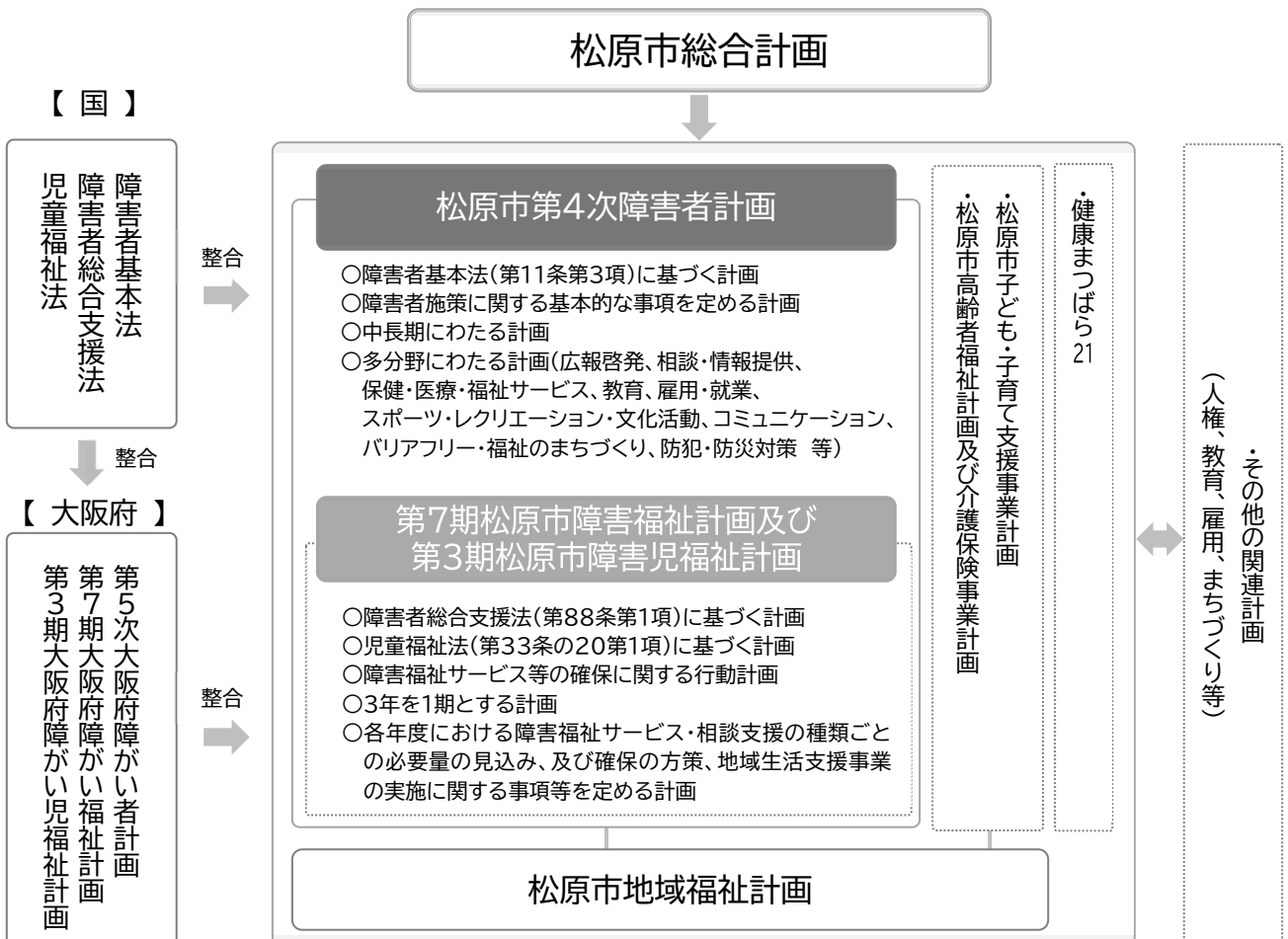
私たちが暮らす社会においては、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

また、近年、障害のある人や家族の高齢化、障害の重度化が進む中で、障害福祉サービス等に対するニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められます。

このたび、「松原市第4次障害者計画」「第7期松原市障害福祉計画及び第3期松原市障害児福祉計画」を策定し、障害者・児施策の基本的方向性と具体的な取組について定めるとともに、障害福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「松原市第5次総合計画(令和元年度～令和8年度)」を最上位計画とし、その他の関連計画、関連分野における施策との整合を図りながら推進します。



本計画は持続可能な開発目標 SDGs(エスディーゼーズ)における全17の目標分野のうち、「目標1 貧困をなくそう」「目標3 すべての人に健康と福祉を」「目標4 質の高い教育をみんなに」「目標8 働きがいも経済成長も」「目標10 人や国の不平等をなくそう」「目標11 住み続けられるまちづくりを」「目標16 平和と公平をすべての人に」「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」の8分野に関わる施策内容を含んでいます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 3 計画の期間

「松原市第4次障害者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6か年を計画期間とします。障害のある人を取り巻く社会環境に多大な影響を与える社会情勢の変化や法令・制度の変更が生じた場合は、適時に必要な見直しを行います。

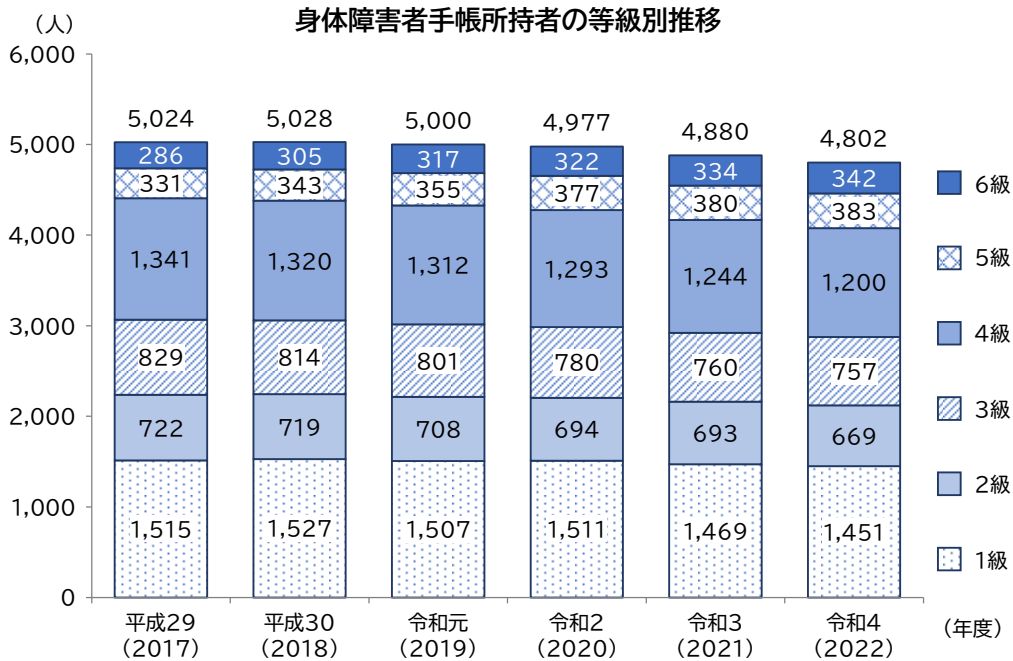
「第7期松原市障害福祉計画・第3期松原市障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
松原市第3次障害者計画 (平成30年度～令和5年度)			松原市第4次障害者計画 (令和6年度～令和11年度)					
第6期松原市障害福祉計画 第2期松原市障害児福祉計画			第7期松原市障害福祉計画 第3期松原市障害児福祉計画			第8期松原市障害福祉計画 第4期松原市障害児福祉計画		

## Ⅱ 本市における動向

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

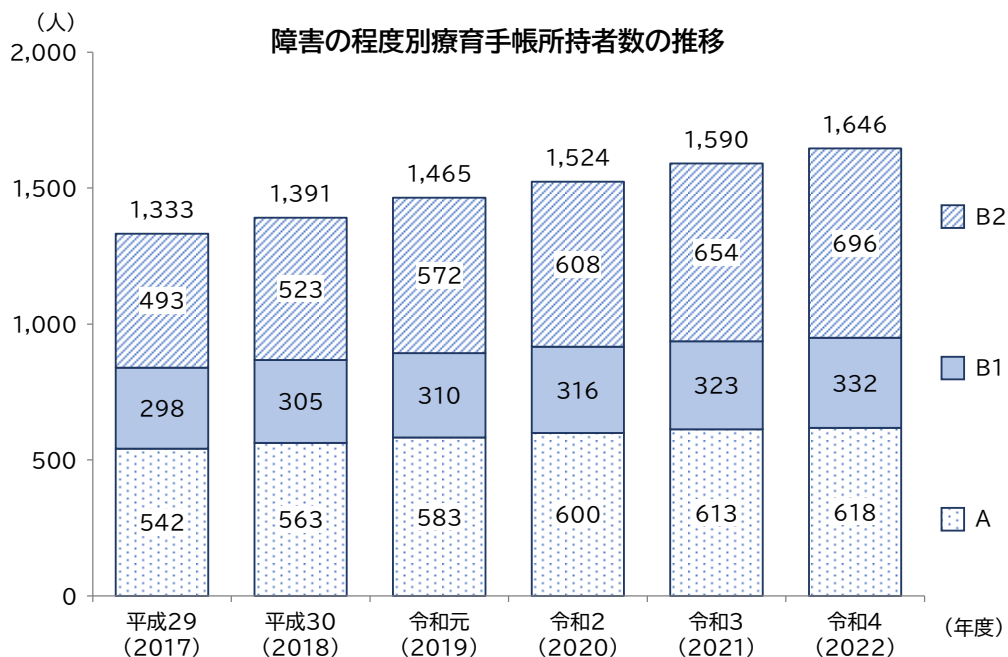
本市における身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和5年3月末日現在4,802人となっており、その約4割半ばを重度(1級・2級)の人が占めています。



資料:福祉行政報告例(各年度未現在)

### (2) 療育手帳所持者数の推移

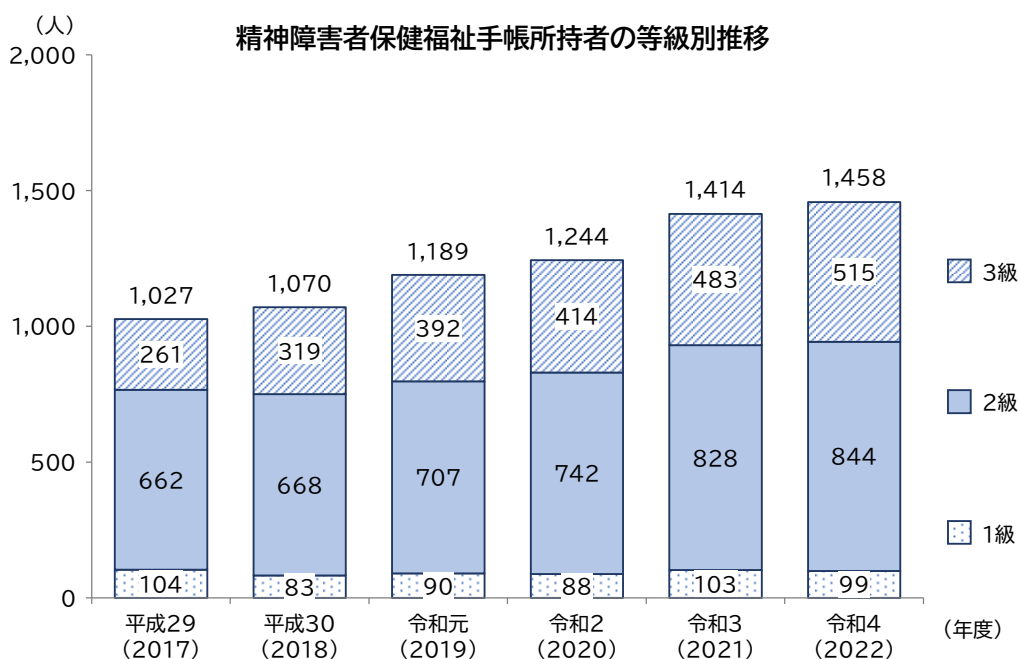
療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年3月末日現在1,646人となっています。B2(軽度)の手帳所持者数の伸びが大きくなっています。



資料:福祉行政報告例(各年度未現在)

### (3)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年3月末日現在1,458人となっています。2級と3級は増加傾向となっています。



資料:福祉行政報告例(各年度末現在)

### (4)障害児の就学・就園状況

令和4年5月1日現在、市立小中学校における支援学級は計106学級、在籍児童・生徒数は566人で、学級数、在籍児童・生徒数ともに増加傾向にあります。また、視覚支援・聴覚支援・支援学校に通っている児童・生徒数は計58人となっています。

支援学級の状況(小学校・中学校)

単位:人

		平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
小学校	設置校数(校)	15 校	15 校	15 校	15 校	15 校	15 校
	総児童数	5,559	5,509	5,369	5,279	5,137	5,005
	学級数(学級)	55 組	60 組	64 組	64 組	68 組	74 組
	児童数	258	284	309	343	362	411
中学校	設置校数(校)	7 校	7 校	7 校	7 校	7 校	7 校
	総生徒数	3,091	2,863	2,759	2,643	2,657	2,601
	学級数(学級)	22 組	25 組	27 組	27 組	28 組	32 組
	生徒数	108	104	112	123	140	155

資料:教育委員会(各年5月1日現在)

# Ⅲ 松原市第4次障害者計画

## 1 基本理念と基本目標

本計画では、これまでの基本理念「障害のある人もない人も安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指す」を継承し、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、尊厳の尊重と障害者の権利の実現を目指します。そのために、誰もが生まれながらに持つ固有の尊厳に焦点を当てる「障害の人権モデル」を基礎とし、その上で、障害とは、障害者と障害者を取り巻く社会環境の相互関係によりもたらされているという「障害の社会モデル」の考え方にに基づき、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる共生社会の充実を目指します。

### 基本理念

障害のある人もない人も 安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指す

### 3つの基本目標

#### 一人ひとりが望む暮らしができるまち

障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援した上で、個別的な支援の必要性を踏まえつつ、ライフステージに応じた生活支援を充実し、本人が望む暮らしの実現を目指します。

#### 自らの能力を発揮して自己実現できるまち

乳児から成人まで個人の成長段階に応じて、保健・医療・福祉・教育等の必要な支援を一体的に受けられる体制づくりにより、一人ひとりの持てる能力の発揮を促すとともに、生きがいや生活の質の向上につながる自己表現、自己実現を支援します。

#### 誰もが安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくり

物理的なバリア(障壁)のみならず、社会的、制度的、心理的、情報面での障壁をできる限り除去することを目指すとともに、障害の有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が利用しやすいように、生活環境をデザインするユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを推進します。

## 2 施策体系

テーマ	項目	取組
テーマ1 生きる	(1)差別の解消と権利擁護	①人権啓発・人権教育の推進
		②市民的権利の保障
		③権利擁護の推進
		④虐待の防止
テーマ2 くらし	(2)生活支援	⑤相談支援体制及びケアマネジメント体制の充実
		⑥障害福祉サービスの充実(障害者児福祉計画)
		⑦福祉手当制度等の周知
		⑧情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
		⑨保健・医療体制の充実
	(3)生活環境	⑩福祉のまちづくりの推進
		⑪住まいの確保と住環境の整備
		⑫交通・移動環境の整備
		⑬防災対策の推進
		⑭防犯・消費対策の推進
		⑮地域における見守りネットワークづくり
		⑯セーフコミュニティ活動の推進
テーマ3 学び育つ	(4)療育・教育	⑰療育・支援保育の充実
		⑱支援教育の充実
		⑲放課後の居場所づくり
		⑳インクルーシブ教育の推進
	(5)社会参加	㉑スポーツ活動・レクリエーション機会の充実
		㉒文化・芸術活動機会の充実
		㉓ボランティア活動の促進
		㉔地域活動への参加の促進
テーマ4 はたらく	(6)雇用・就業	㉕就労支援の充実
		㉖雇用機会の拡大

## 3 取組方針

### テーマ1 生きる

「障害者権利条約」「障害者基本法」の目的を広く市民に浸透するための情報発信や意識啓発及び権利擁護を、あらゆる機会を通じて行います。また、幼少期から自分を大切にするとともに相手も尊重するための人権教育を推進します。

### テーマ2 暮らし

相談支援では、乳幼児期から学童期、成人期、高齢期と切れ目のない相談支援体制を充実して、障害者がライフステージに応じた相談支援と障害福祉サービス等の提供、生活支援を受けることができるように努めます。相談支援や障害福祉サービス等の提供にあたっては、障害者の意向を尊重し、意思決定への支援を行い、本人が望む暮らしの実現を目指します。保健・医療分野では、障害者の生活の質を高めるよう取組を進めます。

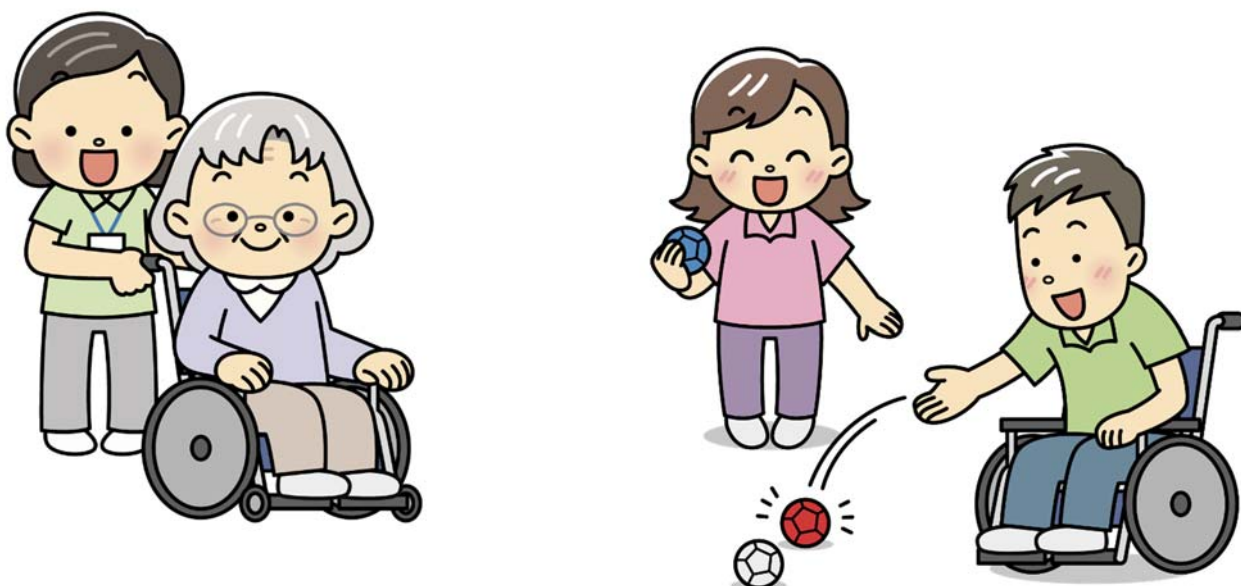
### テーマ3 学び育つ

障害のある子ども一人ひとりの障害特性に応じた支援と個別最適な学びを保障する教育環境の整備を推進し、インクルーシブ教育の実践に取り組みます。

障害のある人が、多様な生きがいや楽しみを得られるよう、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動を通じた社会参加や交流機会の拡大を図ります。

### テーマ4 はたらく

障害福祉課と産業振興課が協働して、関係機関と連携することにより、障害のある人に向けた職業訓練機会の提供、きめ細かな職業マッチングの実施、就労相談、就労継続支援を行うとともに、事業所への働きかけを行います。





# IV 第7期松原市障害福祉計画及び 第3期松原市障害児福祉計画

## 1 計画に掲げる成果目標

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の目標値】 ○施設入所者の地域生活への移行: 令和4年度末施設入所者数の6%以上 ○施設入所者数の削減: 令和4年度末の5%以上削減(大阪府: 1.7%以上削減)		
項目	計画数値	備考
令和4年度末時点の入所者数(A)	71人	
目標年度入所者数(B)	69人	令和8年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】地域生活移行人数(C)	5人	令和4年度末からの施設入所から地域(グループホーム等含む)への移行見込み
	7.0%	移行割合(C/A)
【目標値】削減見込み(D)	2人	令和4年度末時点から令和8年度末までの施設入所者の削減数(A-B)

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の基準数値	松原市の令和8年度末目標値
令和8年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすること	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	326日以上
令和8年度末の精神病床1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。	国の基本指針に準ずるが、65歳以上・未満の区別は設けない	府の考え方と同じ	125人
令和8年度における早期退院率 3か月後68.9%以上 6か月後84.5%以上 1年後91.0%以上	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	3か月後68.9%以上 6か月後84.5%以上 1年後91.0%以上

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回/年)	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(人/年)	20人	20人	20人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回/年)	精神障害者が安心して生活していくために保健、医療及び福祉関係者で連携体制の充実		
	2回	2回	2回
精神障害のある人の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害のある人の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害のある人の共同生活援助の利用者数	59人	67人	75人
精神障害のある人の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人
精神障害のある人の自立訓練(生活訓練)	3人	3人	3人

### (3)地域生活支援拠点等の充実

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の基準数値	松原市の令和8年度末目標値
令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	松原市地域自立支援協議会を活用し、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築と年1回以上地域生活支援拠点等の検証及び検討を実施
令和8年度末までに強度行動障がい者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	強度行動障害者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備

#### 【地域生活支援拠点等の機能の充実】

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数(人/年)	1人	1人	1人
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施回数(回/年)	2回	2回	2回

#### 【強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実】

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	2回	2回	2回
対象者の把握による名簿作成(登録者数)	5人	15人	20人

### (4)福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の基準数値	松原市の令和8年度末目標値
一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上 そのうち就労移行支援1.31倍以上就労継続支援A型1.29倍以上 就労継続支援B型1.28倍以上	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ ( $19 \times 1.28 = 24.3$ ) ( $12 \times 1.31 = 15.7$ ) ( $3 \times 1.29 = 3.8$ ) ( $3 \times 1.28 = 3.8$ )	一般就労への移行者数25人 うち就労移行支援17人 うち就労継続支援A型4人 うち就労継続支援B型4人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の6割以上	— (市内に事業所がないため)	— (市内に事業所がないため)
就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上	国の基本指針と同じ	( $18 \times 1.41 = 25.3$ )	26人
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上	国の基本指針に加えて就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築推進のため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進める。	府の考え方と同じ	国の基本指針に加えて就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会等で取組を進める。
就労継続支援(B型)事業所における工賃の月額平均額	個々の事業所が設定した目標工賃を踏まえて大阪府が目標値を設定する。	10,183円	11,708円

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市の基準数値	松原市の令和8年度末目標値
令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	1施設
令和8年度末までに、全ての市町村において障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制を構築する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	障害児通所支援事業所等とも連携し、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制を構築する。
令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	4施設
令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を活性化する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	松原市地域自立支援協議会の障害児部会の場を活用し、協議の場を設ける。
令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを福祉関係、医療関係各1名以上配置する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	福祉関係1名 医療関係1名

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)(人/年)(人/年)		6人	6人	6人
		0人	0人	0人
ペアレントメンターの人数(人/年)		0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数(人/年)		5人	5人	5人
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数(人/年)	医療関係	1人	1人	1人
	福祉関係	1人	1人	1人

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(件/年)	144件	144件	144件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(件/年)	2件	2件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(回/年)	12件	12件	12件
個別事例の支援内容の検証(回/年)	2回	2回	2回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	2人	2人	2人
松原市地域自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施(回/年)(社/年)	2回	2回	2回
	8社	8社	8社
松原市地域自立支援協議会の専門部会の設置(回/年)	3部会	3部会	3部会
	9回	9回	9回

### 【松原市の主な相談機関】

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援センターれいんぼう</li> <li>・まつばらピアセンター(松原市社会福祉協議会)</li> <li>・生活支援センターそうそう</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活サポートセンターいこな</li> <li>・相談支援センターふたば</li> <li>・地域支援センターばんびーの</li> </ul> |
|--|--|

国の基本指針	大阪府の考え方	松原市	松原市の 令和8年度末目標値
令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置	国の基本指針と同じ	1か所設置済	1か所設置済
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	自立支援協議会における個別事例の検討を通じて、地域課題を抽出し、解決策について検討する。
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	自立支援協議会における個別事例の検討を通じて、地域課題を抽出し、基幹相談支援センターをはじめとした相談支援事業所との連携強化に努める。

## (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	大阪府の 考え方	松原市の 基準数値	松原市の 令和8年度末目標値
令和8年度までに、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保する取組等により、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。	国の基本指針と同じ	国の基本指針と同じ	請求審査ソフトを活用し、チェック機能の強化を図る また、事業所の指定、管理部門と協力・連携し、適正な指導監査等を実施する。

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	12回	12回	12回
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有の有無及びその実施回数	2回	2回	2回

## (8)松原市子ども・子育て支援事業計画との連携

「子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握やその提供体制の整備について、子育て支援施策と緊密に連携を図りながら、利用量を見込み、その提供体制の整備に努めます。



## 2 障害福祉サービス等の利用見込み

### (1) 訪問系サービスの利用見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数(人/月)	315人	317人	319人
	利用時間数(時間/月)	5,355時間	5,389時間	5,423時間
②重度訪問介護	利用者数(人/月)	7人	7人	7人
	利用時間数(時間/月)	1,659時間	1,659時間	1,659時間
③同行援護	利用者数(人/月)	45人	46人	47人
	利用時間数(時間/月)	1,103時間	1,127時間	1,152時間
④行動援護	利用者数(人/月)	34人	37人	41人
	利用時間数(時間/月)	850時間	925時間	1,025時間
⑤重度障害者等 包括支援	利用者数(人/月)	0人	0人	0人
	利用時間数(時間/月)	0時間	0時間	0時間
⑥短期入所	利用者数(人/月)	77人	82人	87人
	利用日数(人日分/月)	539人日	574人日	609人日

### (2) 日中活動系サービスの利用見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①生活介護	利用者数(人/月)	314人	317人	320人
	利用日数(人日分/月)	6,280人日	6,340人日	6,400人日
②自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人/月)	1人	1人	1人
	利用日数(人日分/月)	17人日	17人日	17人日
(生活訓練)	利用者数(人/月)	14人	15人	16人
	利用日数(人日分/月)	238人日	255人日	272人日
③就労選択支援 (新規)	利用者数(人/月)		1人	2人
	利用日数(人日分/月)		14人日	28人日
④就労移行支援	利用者数(人/月)	40人	41人	42人
	利用日数(人日分/月)	720人日	738人日	756人日
⑤就労継続支援 (A型)	利用者数(人/月)	117人	118人	119人
	利用日数(人日分/月)	2,223人日	2,242人日	2,261人日
⑥就労継続支援 (B型)	利用者数(人/月)	375人	406人	437人
	利用日数(人日分/月)	6,750人日	7,308人日	7,866人日
⑦就労定着支援	利用者数(人/月)	16人	17人	18人
⑧療養介護	利用者数(人/月)	18人	18人	18人

### (3)居住系サービスの利用見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①共同生活援助	利用者数(人/月)	291人	316人	341人
②施設入所支援	利用者数(人/月)	72人	70人	69人
③自立生活援助	利用者数(人/月)	5人	5人	5人

### (4)相談支援の利用見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①計画相談支援	利用者数(人/月)	241人	248人	256人
②地域移行支援	利用者数(人/月)	1人	1人	1人
③地域定着支援	利用者数(人/月)	3人	3人	3人

### (5)障害児支援サービスの利用見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①児童発達支援	利用者数(人/月)	190人	216人	245人
	利用日数(人日分/月)	2,090 人日	2,376 人日	2,695 人日
②居宅訪問型 児童発達支援	利用者数(人/月)	1人	1人	1人
	利用回数(回/月)	5回	5回	5回
③放課後等 デイサービス	利用者数(人/月)	424人	471人	524人
	利用日数(人日分/月)	5,512 人日	6,123 人日	6,812 人日
④保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	4人	5人	6人
	利用回数(回/月)	8回	10回	12回
⑤障害児相談支援	利用者数(人/月)	24人	26人	28人

### (6)地域生活支援事業の見込み

必須事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①理解促進研修・啓発事業	実施状況	有	有	有
②自発的活動支援事業	実施状況	有	有	有
③相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	5箇所	5箇所	5箇所
基幹相談支援センター	実施状況	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	設置状況	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施状況	有	有	有
④成年後見制度利用支援事業				
成年後見制度利用支援事業(人/年)	実利用者数	6人	6人	6人
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	有	有	有

⑤意思疎通支援事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	派遣件数(件/年)	686件	692件	698件
要約筆記者派遣事業	派遣件数(件/年)	15件	15件	15件
手話通訳者設置事業	設置人数(人/年)	2人	2人	2人
手話奉仕員養成研修事業	修了者数(人/年)	40人	40人	40人
⑥日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付件数(件/年)	9件	9件	9件
自立生活支援用具	給付件数(件/年)	38件	38件	38件
在宅療養等支援用具	給付件数(件/年)	28件	28件	28件
情報・意思疎通支援用具	給付件数(件/年)	37件	37件	37件
排せつ管理支援用具	給付件数(件/年)	3,373件	3,373件	3,373件
住宅改修費	給付件数(件/年)	4件	4件	4件
⑦移動支援事業	利用実人数(人/年)	286人	330人	374人
	総利用時間数(時間/年)	44,330時間	51,150時間	57,970時間
⑧地域活動支援センター事業	実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	利用実人数(人/年)	205人	205人	205人

任意事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	利用実人数(人/年)	7人	8人	8人
訪問入浴サービス事業	派遣件数(件/年)	720件	825件	825件
日中一時支援事業	利用実人数(人/年)	47人	49人	51人
日中一時支援事業	利用回数(回/年)	1,650回	1,800回	1,950回
レクリエーション教室開催等事業	実施回数(回/年)	7回	7回	7回
奉仕員養成研修事業	利用実人数(人/年)	10人	10人	10人

### 3 計画の推進体制

- ◆計画を全庁的に推進するため、関係各課及び施策間の調整・連携を図ります。
- ◆各種団体・関係機関との緊密な連携を図るために定期的な情報提供、情報交換を行います。
- ◆「松原市障害者施策推進協議会」及び「松原市地域自立支援協議会」において定期的(年1回程度)に施策・事業の進捗状況を報告し、点検・評価や課題の検討を行います。
- ◆本計画の推進に向けて、市民、各種団体、事業者、関係機関等へ計画の考え方や取組内容、進捗状況について広く周知を図ります。
- ◆障害者が身近な場所で気軽に相談でき、必要なサービスにつなげていけるよう、情報提供体制の充実を図ります。
- ◆利用者に適切なサービスが提供されるようサービス提供事業者に対して指導・援助を行い、サービスの質の向上を図ります。

## 障害に関わる各種マーク等

<p><b>障害者のための国際シンボルマーク(車いすマーク)</b></p> <p>障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマーク</p>		<p><b>「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク</b></p> <p>白杖を頭上に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマーク</p>	
<p><b>身体障害者標識(身体障害者マーク)</b></p> <p>肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマーク</p>		<p><b>障害者雇用支援マーク</b></p> <p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者就労支援を認めた企業・団体に対して付与する認証マーク</p>	
<p><b>聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)</b></p> <p>聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマーク</p>		<p><b>ヘルプマーク</b></p> <p>義足や人工関節使用者、内部障害や難病、妊娠初期の方などが周囲に配慮を必要としていることを知らせるマーク</p>	
<p><b>盲人のための国際シンボルマーク</b></p> <p>視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられるマーク</p>		<p><b>松原市ヘルプカード</b></p>  <p>松原市では、令和3年に障害のある人等が、必要な配慮を書き込み常に身につけておくことで、緊急時や災害時、日常生活の中で困った時に、周囲の配慮や援助を受けやすくするためにヘルプカードを作成しました。</p>	
<p><b>耳マーク</b></p> <p>聴覚に障害があることを示し、配慮を求める場合などに使用されているマーク</p>			
<p><b>ほじょ犬マーク</b></p> <p>身体障害者補助犬法の理解促進を目的としたマーク</p>			
<p><b>オストメイトマーク</b></p> <p>人工肛門・人工膀胱を増設している人(オストメイト)のための設備があることを表すマーク</p>			
<p><b>ハート・プラスマーク</b></p> <p>内部障害を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマーク</p>			